

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案

「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」
(令和4年9月20日 情報通信審議会答申) を踏まえたユニバーサルサービス制度の改正

概要

ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担及び補填の在り方等

令和4年11月諮問済

(接続料原価の範囲)

- ・ ワイヤレス固定電話の設備のうち、加入電話のアクセス網部分を代替する携帯電話網等については、基本料に対応する設備とみなすことが適当。また、加入電話のアクセス網部分を代替する携帯電話網等以外のコア網の設備は、音声通信用接続用ルータ及びデータ通信用接続用ルータを含め、接続料原価の範囲とすることが適当。
- ・ 各設備の原価の算定方法について、PSTNを構成する設備群の一部についてはLRIC方式により行う。NGNを構成する設備群の一部や、新規に構築されるワイヤレス固定電話のみで用いられる設備については、まずは将来原価方式により行う。

(接続料原価の算定方法)

- ・ 電話網のIP網への移行後は、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価と、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を比較し、前者が後者を上回る場合には、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当。
- ・ また、電話網のIP網への移行期間中は、ワイヤレス固定電話の導入回線数のごく限定的であるため、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価が、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を上回ることが見込まれる。また、電話網のIP網への移行期間中の加入電話/メタルIP電話の接続料原価は、IP網への移行開始前・移行完了後の網を各々想定して算定する必要があり、接続料原価の比較には相応のコストを要する。これらのことを踏まえると、接続料原価の比較を省略し、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当。

(接続料の設定方法)

- ・ 電話網のIP網への移行後、ワイヤレス固定電話の接続料は、メタルIP電話及びひかり電話と同一の接続料として算定することが適当。また、電話網のIP網への移行期間中、ワイヤレス固定電話の接続料は、加入電話/メタルIP電話と同一の接続料として算定することが適当。

(補填の在り方)【令和5年1月以降諮問予定】

- ・ 現行の加入電話の補填額の算定方法の考え方を基本として、加入電話及びワイヤレス固定電話を合わせて取り扱い算定することが適当。
- ・ ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合の加入電話の補填額をベースとして、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額を控除することが適当。ただし、ワイヤレス固定電話の導入初期の経過措置として、経過措置期間(5000回線をしきい値とする。)においては、ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合のメタル回線単価の分布から導出される補填額を補填することが適当。

IP網への移行に伴う補填の在り方等

今回諮問対象

(ユニバーサルサービスの範囲の見直し)

- ・ 全国一律料金となり、離島特例通信を特例扱いとする必要性がなくなるため、ユニバーサルサービスの対象外とすることが適当。

(補填額算定)

- ・ 第一種公衆電話の市内通信については引き続きユニバーサルサービスの対象とするものの、補填額算定に当たってはNTT東日本・西日本の料金設定分のみを対象とすることが適当。
- ・ IP網への移行期間中は、第8次PSTN-LRICモデルによる補填額算定値と第9次IP-LRICモデルによる補填額算定値の加重平均値(接続料算定時と同一の比率を適用)を補填額とすることが適当。【令和5年1月以降諮問予定】
- ・ 第9次IP-LRICモデルによる補填額の算定に際しての加入者回線の取扱いについては、まずは実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づき補填額を算定することが適当。【第9次IP-LRICモデルの運用に反映】

公衆電話の設置基準の変更に伴う第一種公衆電話の削減と公衆電話の補填の在り方

今回諮問対象

(第一種公衆電話の削減と補填)

- ・ 令和4年度からのSTEP1(5年間)、令和9年度からのSTEP2(10年間)及びそれ以降の3期間に分け、新たな設置基準台数を上回る台数(超過設置分)及び撤去費用の補填は、STEP1の5年間で当初の対象期間とし、STEP2での補填の在り方はSTEP1終了後に検討し、STEP2終了後は撤去費用も含め補填の対象外とすることが適当。
- ・ 超過設置台数分の撤去費用については、撤去費及び除却損を対象とし、補填開始は、令和5年度申請分(令和6年度交付分)から対象とすることが適当。
- ・ 「撤去費用」は、実際に要した費用をベースにNTT東日本・西日本の非効率性を排除した形で算定されるべきであり、実際の算定に当たっては、詳細な費用項目や地域ごとの内訳等を確認し、真に必要な経費のみを補填の対象とすることが考えられる。
- ・ 第一種公衆電話の補填額算定において、実際の収支差額(赤字額)がLRIC方式により算定された補填額を下回る場合には、特別の理由がない限り、補填は実際の収支差額を上回らないようにすべき。ただし、実際の赤字額との比較にあっては報酬額を考慮する必要がある。

(災害時用公衆電話の補填)

- ・ 補填対象は、アクセス回線部分のみとすることが適当。【来年度以降関係省令等改正予定】
- ・ 具体的な補填開始時期や算定方法については、初期の折衝期間終了後(令和5年度末)若しくはSTEP1期間中から、第一種公衆電話の削減効果やNTT東日本・西日本が作成する削減計画を踏まえ、検討を行うべき。【来年度以降詳細検討予定】

「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」（令和3年7月7日 情報通信審議会答申）の概要

- 災害時用公衆電話は、災害時における第一種公衆電話が果たしている役割を代替するものとしての位置づけを高めており「ユニバーサルサービス」として位置づけることが適当。
- 災害時用公衆電話は必然的に赤字となるサービスであることから、交付金による補填により、安定的な提供を確保する必要。
- 災害時用公衆電話は、これまで交付金による補填を行っていなかったことから、現在利用が減少している第一種公衆電話を効率化することにより、災害時用公衆電話への補填を合わせても総額として国民が負担している額を増やさないことが必要。
- 第一種公衆電話の効率化のためには、現在設置を求めている台数を緩和※することが適当。利用者の利便性低下を軽減するため、第一種公衆電話がより必要とされる場所に重点的に残されるべき。

※ 市街地ではおおむね500m四方に一台、それ以外の地域ではおおむね1km四方に一台のメッシュの基準をそれぞれ、1km四方に一台、2km四方に一台と設置台数を概ね1/4にすることに一定の妥当性。

答申を踏まえた制度改正の概要

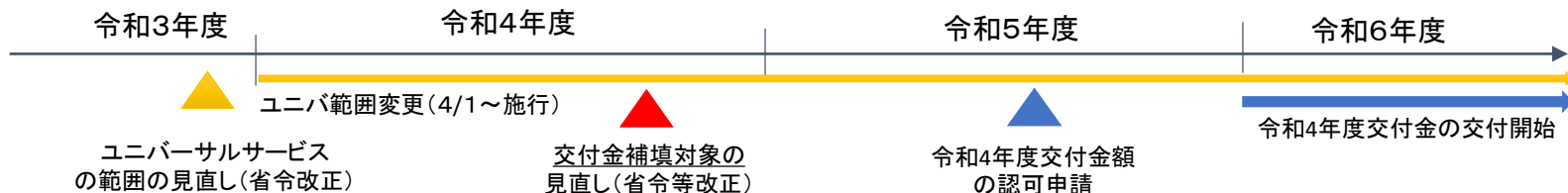
1 ユニバーサルサービスの範囲の見直し【令和4年4月1日施行済】

- ① 災害時用公衆電話のユニバーサルサービスへの追加
- ② 第一種公衆電話の設置基準の緩和
- ③ 公衆電話の設置及び利用実態把握のための報告内容の精緻化 等

※ ①②は電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）、③は電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）の改正

2 ユニバーサルサービス交付金の補填対象の見直し → 【今回改正】

- 第一種公衆電話の効率化を踏まえた災害時用公衆電話への補填の考え方の整理 等



1. 公衆電話の設置基準の変更に伴う第一種公衆電話の削減と公衆電話の補填の見直し【令和5年4月1日施行】

① 第一種公衆電話の削減と補填の在り方

- ✓ 第一種公衆電話機の超過設置台数分のユニバーサルサービスとしての補填は、令和14年度認可分(令和13年度実績)までとする。【[施行規則改正省令\(令和4年総務省令第7号\)附則第4項](#)】
- ✓ 第一種公衆電話機の撤去に係る費用の補填は、令和5年度認可分(令和4年度実績)から令和14年度認可分(令和13年度実績)までとする。【[施行規則様式38の2、施行規則改正省令\(令和4年総務省令第7号\)附則第4項](#)】
- ✓ 超過設置台数分の撤去に係る費用は、実際に要した撤去費用及び除去損を対象とし、詳細な費用項目や地域ごとの内訳等を報告させる。【[算定規則第15条、第17条の2\(新設\)、第17条の3\(新設\)、第18条、別表第1、第9の2～5\(新設\)](#)】
- ✓ 超過設置台数分及び撤去に係る費用の補填の在り方は、本改正省令施行5年後(令和9年)に見直しを実施する。【[本改正省令附則\(新設\)](#)】

② 第一種公衆電話のユニバーサルサービス収支と補填額との関係

- ✓ 第一種公衆電話の区分(市内通信、離島特例、緊急通報)ごとに、LRIC方式により算定された原価とユニバーサルサービス収支上の営業費用を用いたそれぞれの赤字を比較し、いずれか低い額を補填する。【[算定規則第5条第1項](#)】
- ✓ ユニバーサルサービス収支上の営業費用をLRIC方式により算定された原価と比較する際には、報酬額(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)を合わせて考慮する。【[算定規則第7条、別表第1の2\(新設\)](#)】

2. IP網への移行を踏まえた制度整備【令和6年1月1日施行】

① ユニバーサルサービスの範囲の見直し(離島特例通信の扱い)

- ✓ 加入電話と第一種公衆電話の離島特例通信をユニバーサルサービスの対象外とする。【[施行規則第14条第1号ロ、第2号ロ](#)】
- ✓ 令和6年度認可分(令和5年度実績)の補填対象額算定は、加入電話と第一種公衆電話の離島特例通信に係る原価を含める。【[本改正省令附則\(新設\)](#)】

② 第一種公衆電話(市内通信)の補填額算定方法見直し

- ✓ 第一種公衆電話の市内通信の定義を距離別料金を前提としないものに変更する。【[施行規則第14条第2号イ](#)】
- ✓ 公衆電話の市内通信の補填対象額算定に当たっては、NTT東日本・西日本の料金設定分のトラヒックのみを対象とする。【[算定規則第8条～第10条\(削除\)、別表第3\(削除\)](#)】

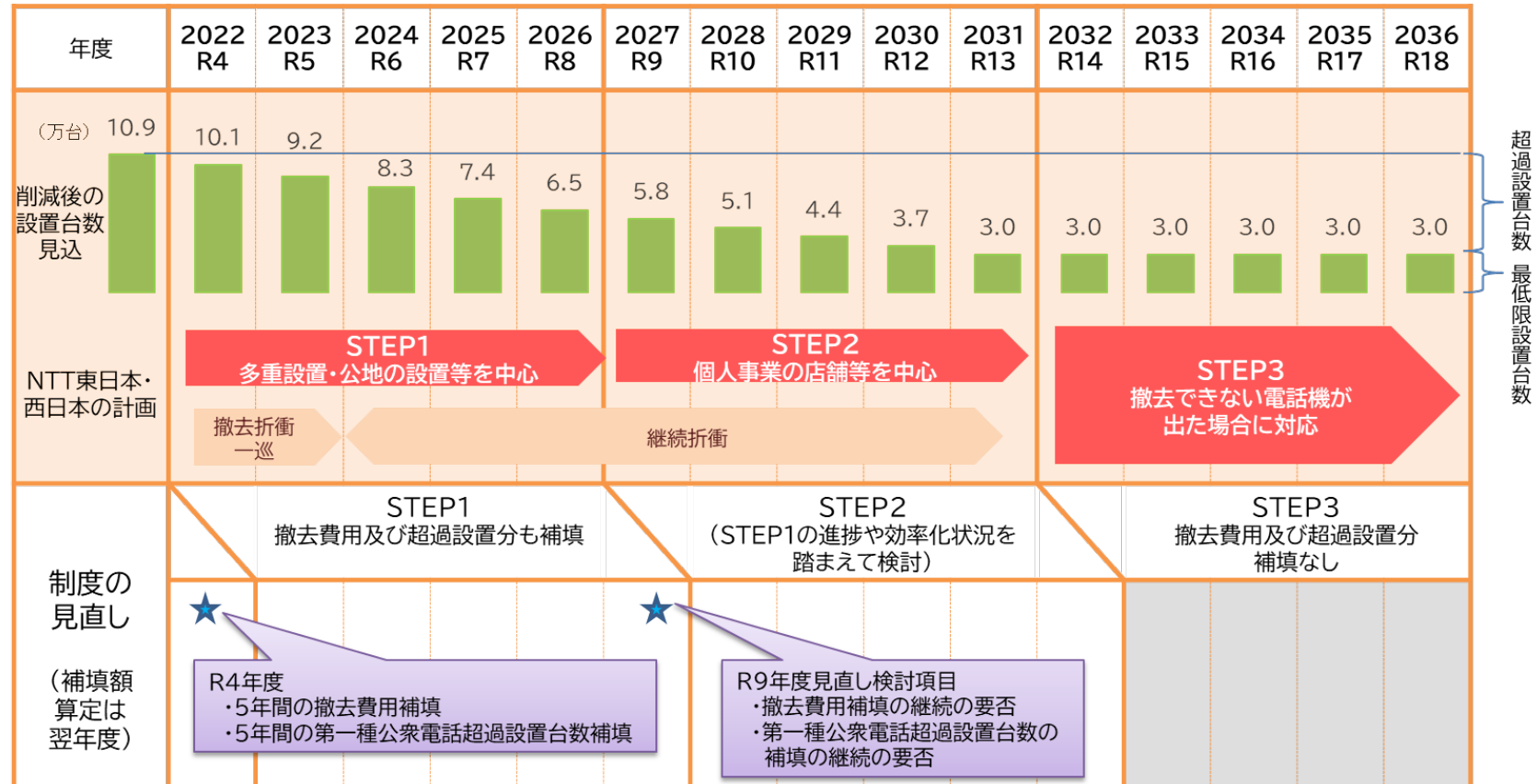
1. ①第一種公衆電話の削減と補填の在り方

5

○ NTT東日本・西日本は、第一種公衆電話の設置基準の緩和(令和4年4月1日施行)を受け、設置基準が求める最低設置台数(1割程度の余剰含む)を超過する7.9万台を10年間で削減する予定。

- (1) 設置基準を超過する設置台数は、令和14年度認可(令和13年度実績)分までを、ユニバーサルサービスの対象として補填することとする。
- (2) 超過設置台数の撤去に係る費用は、令和5年度認可(令和4年度実績)分から令和14年度認可(令和13年度実績)分までを、補填することとする。
- (3) 超過設置台数の撤去に係る費用は、実際に要した撤去費用及び除却損を対象とし、詳細な費用項目や地域ごとの内訳等を報告させることとする。
- (4) なお、超過設置台数のユニバーサルサービスとしての扱い及び撤去に係る費用の補填の在り方は、本改正省令施行5年後(令和9年)に見直すこととする。

【NTT東日本・西日本による第一種公衆電話の削減計画と制度の見直しのイメージ】



改正案

◆電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年総務省令第7号) 【改正】

附則4 令和十四年三月三十一日までの間当分の間、新施行規則第十四条第二号中「おおむね一キロメートル四方に一台」とあるのは「おおむね一キロメートル四方に一台以上かつおおむね五百メートル四方に一台以下」と、「おおむね二キロメートル四方に一台」とあるのは「おおむね二キロメートル四方に一台以上かつおおむね一キロメートル四方に一台以下」とする。

◆電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」という)

様式第38の2(基礎的電気通信役務収支表) 【改正】 ※表は抜粋

年 月 日から
年 月 日まで
(単位 円)

役 務 の 細 目		営業収益	営 業 費 用				営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用		うち設備利用部門費用			
			うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機台数削減費用				
2 第14条第2号に掲げるもの※	(1) 同号イに掲げるもの							
	(2) 同号ロに掲げるもの							
	(3) 同号ハに掲げるもの							
	小 計							
合計								

※第14条第1号、第3号及び第4号について同様に規定

3 「設備管理部門費用」及び「設備利用部門費用」は、それぞれ第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号)第2条第2項第1号及び第2号に規定する「第一種指定設備管理部門」及び「第一種指定設備利用部門」に相当する部門に係る費用とし、「第一種公衆電話機削減費用」は第14条第2号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去(当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。)に係る費用とする。

4 「うち設備管理部門費用」及び「うち設備利用部門費用」及び「うち第一種公衆電話機台数削減費用」の欄は、適格電気通信事業者に限り記載するものとする。

改正案

◆基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(以下「算定規則」という)

(設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の算定) **【改正】**

第十八条 設備管理部門の基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六条の規定により算定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三条第一項の規定により記録した通信量等及び第十条の規定により通知された負担額等を用いて、総務大臣が通知する手順により算定した設備管理部門の原価に第十七条の三の規定により算定した第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の原価を加えることにより、基礎的電気通信役務ごとに算定しなければならない。

別表第1(第6条関係)(法第108条第1項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表) **【改正】** ※表は抜粋

役 務 の 細 目		収益の額	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価		設備利用部門の基礎的電気通信役務原価	基礎的電気通信役務原価
				うち第一種公衆電話機台数削減以外の原価	うち第一種公衆電話機台数削減原価	
2 第14条第2号に掲げるもの ※	(1) 同号イに掲げるもの					
	(2) 同号ロに掲げるもの					
	(3) 同号ハに掲げるもの					
	小 計					
合計						

※第14条第1号について同様に規定

改正案

◆算定規則

(設備管理部門の資産及び費用の整理) 【改正】

第十五条 適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価(施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去(当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。以下「第一種公衆電話機台数削減」という。))に係るものを除く。)の算出に当たっては、同項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合の当該電気通信設備に係る資産及びこの場合に当該電気通信設備によって提供される同項に規定する電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該電気通信設備に係る費用を、総務大臣が通知する手順により、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。

[2～4 略]

改正案

◆算定規則

(第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の資産及び費用の整理) 【新設】

第十七条の二 適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価(第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。)の算出に当たっては、施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いていた資産(当該資産の撤去のみを目的として撤去されたものに限る。)及び第一種公衆電話機台数削減に係る費用を、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の整理は、第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備(当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。)を、別表第九の二の左欄の対象設備ごとに、同表の右欄の設備区分に区分して行うものでなければならない。

3 第一項の整理は、資産にあつては、別表第六に掲げる正味固定資産算定方法を用いて別表第九の三による第一種公衆電話機台数削減関係固定資産明細表を作成して、費用にあつては、別表第九の四に掲げる費用算定方式を用いて別表第九の五による第一種公衆電話台数削減に係る区分別費用明細表を作成して、行うものでなければならない。

(第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門原価の算定) 【新設】

第十七条の三 前条第一項に規定する第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の原価は、別表第九の五の第一種公衆電話機台数削減区分別費用明細表に記載された費用とする。

別表9の2(第17条の2関係) 【新設】

対象設備	設備区分	
端末系伝送路設備	メタルケーブル	加入者側終端装置～局舎側終端装置間に設置するもの(第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられるものに限る。)
公衆電話機	公衆電話機端末	公衆電話機端末(公衆電話ボックス及び端末設備の設置または格納に必要な置台等の設備を含む。)配線設備(公衆電話機端末～加入者側終端装置間に設置するものに限る。)

別表9の3(第17条の2関係) 【新設】

		年度分 (単位 円)
対象設備	地域名	
第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いていた資産(当該資産の撤去のみを目的として撤去されたものに限る。)	メタルケーブル	
	公衆電話機端末及びこれの附属設備	

改正案

◆算定規則

別表9の4(第17条の2関係) 【新設】

費用区分	算定方式
撤去費用	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもののうち施行規則第14条第2号イに係るもの 一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量 対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 (以下略)
廃棄物処理費用	(略)
その他撤去に係る費用	(略)
除去損	(略)
管理共通費	(略)

※各費用区分について、第一種公衆電話の区分(市内通信、離島特例、緊急通報)ごとに按分する算定方式を規定

改正案

◆算定規則

別表9の5(第17条の2関係) 【新設】

年度分
(単位 円)

対象区分			地域名			合計		
			金額	件数	平均費用	金額	件数	平均費用
公衆電話機端末及びこれの 附属設備撤去 費用	端末設備撤去費用							
	公衆電話ボックス等 撤去費用	特殊工事を含ま ない場合						
		特殊工事を含む 場合						
		キャビネット等撤去費用						
メタルケーブル撤去費用								
廃棄物処理費用								
その他撤去に係る費用								
除去損	公衆電話機端末及びこれの附属設 備に係るもの							
	メタルケーブルに係るもの							
管理共通費								
合計								
備考								

注1～6 (略)

※地域名の区分方法及び対象区分毎に記載すべき金額等の具体的な内容について規定

※対象区分のそれぞれの項には第一種公衆電話の区分(市内通信、離島特例、緊急通報)ごとに按分して記載する旨規定

改正案

◆本改正省令 **【新設】**

附則3 総務大臣は、この省令の施行後五年を目途として、新施行規則及びこの省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

- 第一種公衆電話の補填額の算定に当たっては、LRIC方式により算定した費用が収益を上回る額を補填することとしているが、近年、補填額がNTT東日本・西日本の実際の赤字額（ユニバーサルサービス収支上の赤字）を上回る状況が続いている。
- (1) 第一種公衆電話の区分(市内通信、離島特例、緊急通報)ごとに、LRIC方式に基づき算定された原価とユニバーサルサービス収支上の営業費用を用いたそれぞれの赤字を比較し、いずれか低い額を補填することとする。
- (2) ただし、LRIC方式により算定した費用には資本費用等が原価として計上されていることから、ユニバーサルサービス収支上の営業費用との比較の際には、報酬額(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)を合わせて考慮することとする。

【（参考）ユニバーサルサービスに係る収支の状況及び補填額等】

会計年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ユニバ収支(億円)	-1,022	-819	-818	-816	-796	-535	-395	-572	-546	-524
加入電話	-981	-781	-783	-783	-758	-502	-362	-539	-513	-490
公衆電話	-41	-38	-35	-33	-38	-34	-32	-33	-33	-34
認可年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
補填額(億円)	69	69	68	69	65	65	66	67	68	64
加入電話	30	30	30	32	29	28	28	29	28	26
公衆電話	39	39	37	37	36	37	38	38	40	37
ユニバ収支 －補填額(億円)	953	750	750	747	731	470	329	505	478	460
加入電話	951	751	753	751	729	474	334	510	485	516
公衆電話	2	-1	-2	-4	2	-3	-6	-5	-7	-3

改正案

◆算定規則

(交付金の額の算定方法等) 【改正】

第五条 法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額(以下「補填対象額」という。)から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額(以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。)を控除する方法とする。

三 法第百九条第二項の原価(施行規則第十四条第一号ロ~~並びに第二号イ、ロ及びハ~~に規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ※加入電話・離島特例通信に係る規定

四 次のイ及びロに掲げる額(施行規則第十四条第二号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額

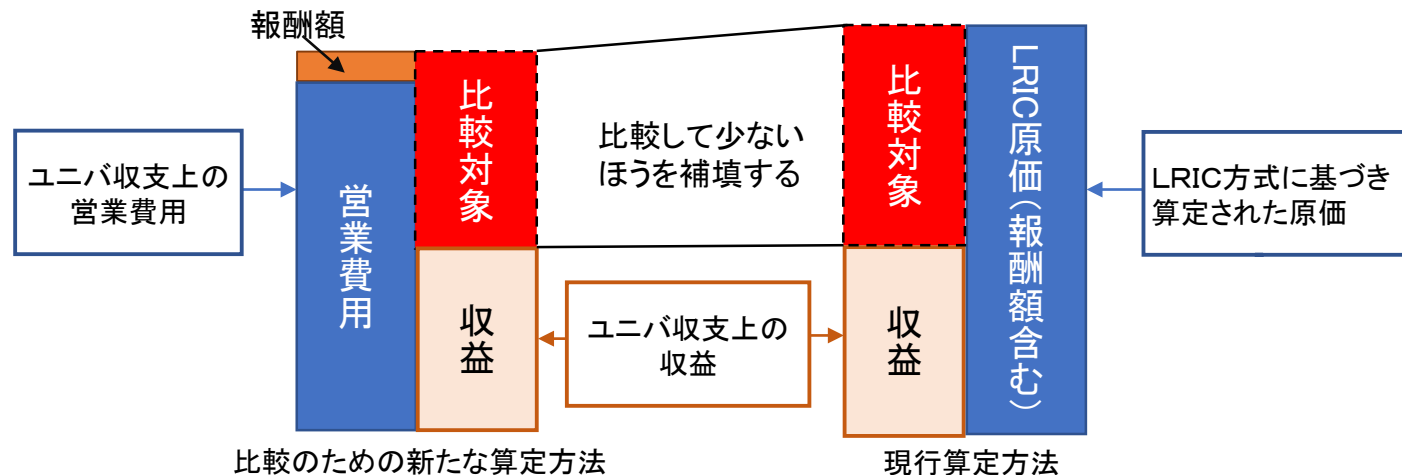
イ 法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表(以下「基礎的電気通信役務収支表」という。)の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ※第一種公衆電話・市内通信に係る規定

五 (略) ※第一種公衆電話・離島特例通信(施行規則第十四条第二号ロ)について第四号と同様に規定

六 (略) ※第一種公衆電話・緊急通報(施行規則第十四条第二号ハ)について第四号と同様に規定

【改正案の収支比較イメージ】



改正案

◆算定規則

(支援機関に届け出る事項) **【改正】**

第七条 法第百九条第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

五 施行規則第十四条第二号イ、ロ及びハのそれぞれに係る他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額

別表第1の2(第6条関係) 第7条第5号に規定する事項 **【新設】**

年度分
(単位 円)

役務の細目	他人資本費用	自己資本費用	利益対応税	合 計
1 施行規則第14条第2号イに掲げるもの				
2 施行規則第14条第2号ロに掲げるもの				
3 施行規則第14条第2号ハに掲げるもの				
合 計				

注1 他人資本費用の額は、次の式により計算すること。

当該役務の細目に係るレートベース×他人資本比率×他人資本利子率

2～16 (略)

※他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税は、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)第11条～第13条に準じて規定

2. ①ユニバーサルサービスの範囲の見直し（離島特例通信の扱い）

16

○ NTT東日本・西日本は、令和6年1月のIP網への移行に伴う距離別料金体系の撤廃に合わせて、離島通信に関する特例の廃止を予定している。

(1) 全国一律料金となることから、料金設定上離島通信を特例扱いとする必要がなくなるため、**令和6年1月より、加入電話及び第一種公衆電話の離島特例通信をユニバーサルサービスの対象外とする※。**

(2) **ただし、令和6年度認可分(令和5年度実績)の補填額算定の際には、加入電話及び第一種公衆電話の離島通信に係る原価を含めることとする。**

※加入電話の基本料部分は引き続きユニバーサルサービスの対象であり、第一種公衆電話についてはユニバーサルサービスとしての設置基準が定められていることから、いずれも離島において引き続き利用可能。

改正案

◆施行規則

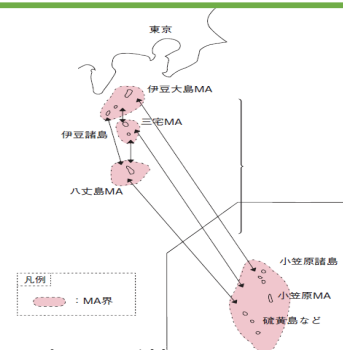
(基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条第1号口及び第2号口 **【削除】** ※基礎的電気通信役務の範囲として、加入電話及び第一種公衆電話の離島特例通信を定める規定

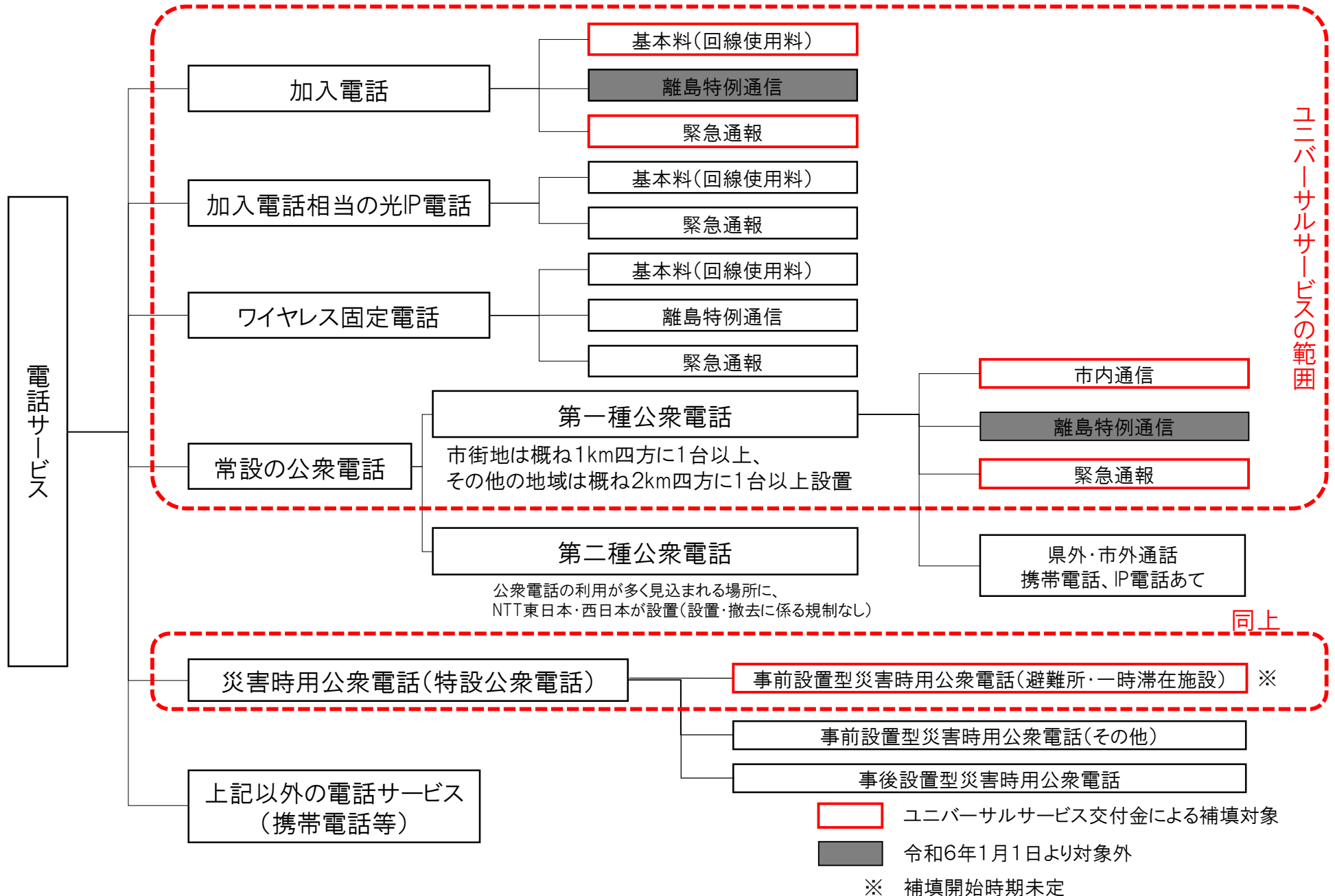
◆本改正省令 **【新設】**

附則4 令和五年度に提供された基礎的電気通信役務の提供に係る補填対象額の算定にあつては、この省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(以下「算定規則」という。)第六条第一項に規定する原価及び収益の額(旧施行規則第十四条第二号口に規定する基礎的電気通信役務を提供する場合に限る。)、算定規則第七条第三号及び第四号に規定する通信量の割合並びに同規則第十三条に規定する通信量等の記録については、令和五年四月一日から令和五年十二月三十一日までの基礎的電気通信役務の提供に係るものとし、この省令による改正前の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第八条の適用については、同条第一項及び第二項中「前年度」とあるのは「令和五年四月一日から令和五年十二月三十一日まで」とする。

通話料(税込み)		現状	IP網への移行後
固定電話発	固定電話着	昼間・夜間:9.35円/3分～11円/45秒 深夜・早朝:9.35円/4分～11円/90秒 ＜距離段階・時間帯別・県間通話未提供＞	9.35円/3分 ＜全国一律・全時間帯＞
	携帯電話着	17.6円/分	現状と同額
	050IP電話着	11.55～11.88円/3分 ＜事業者別＞	11.55円/3分
公衆電話発	固定電話着	昼間・夜間:56秒/10円～8秒/10円 深夜・早朝:76秒/10円～13.5秒/10円 ＜距離段階・時間帯別＞	56秒/10円 ＜全国一律・全時間帯＞
	携帯電話着	15.5秒/10円	現状と同額
	050IP電話着	17.0～18.0秒/10円	18.0秒/10円



- ①離島MAと本土の近接MA
小笠原諸島⇄東京(03)
- ②同一県内の離島MA
伊豆大島、三宅島、八丈島、小笠原諸島相互間
・現在:44円/3分のところ特例により22円/3分
・令和6年1月～:全国一律9.35円/3分



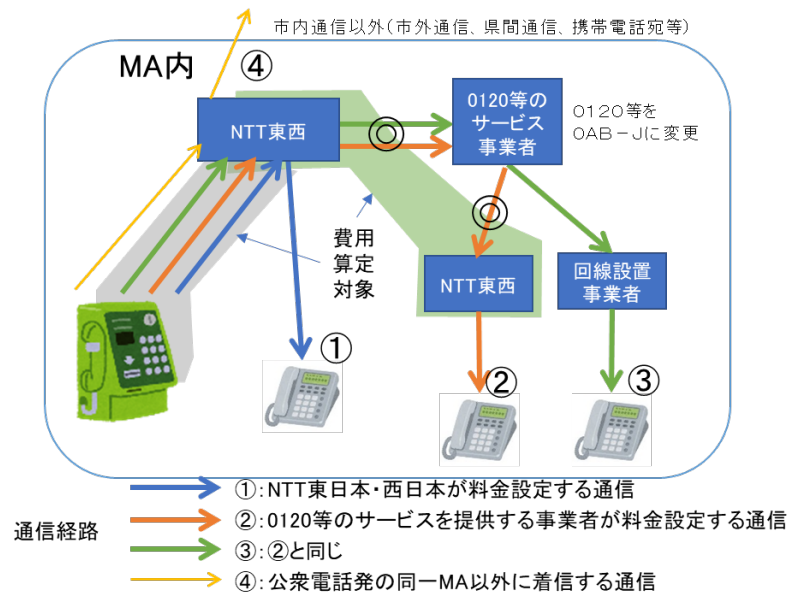
○ 第一種公衆電話（市内通信）に係る補填額の算定には、NTT東日本・西日本及び接続事業者の市内通信トラヒックを特定する必要があるが、IP網への移行に伴い事業者間精算のためのエリア情報の流通が行われなため、同様のデータの取得には、接続事業者側にシステム改修などの負担が発生し、更にシステム改修を行ってもなお把握できないものが存在する。

(1) このため、**第一種公衆電話の市内通信の定義を距離別料金を前提としないものに変更**する。

(2) さらに、**第一種公衆電話の市内通信の補填額算定に当たっては、NTT東日本・西日本の料金設定分のトラヒックのみを対象***とする。

※接続事業者が料金設定を行う通信に係るNTT東日本・西日本と接続事業者間の収益・費用は理論上同額となる。

【（参考）第一種公衆電話発信通信の分類<概要>】



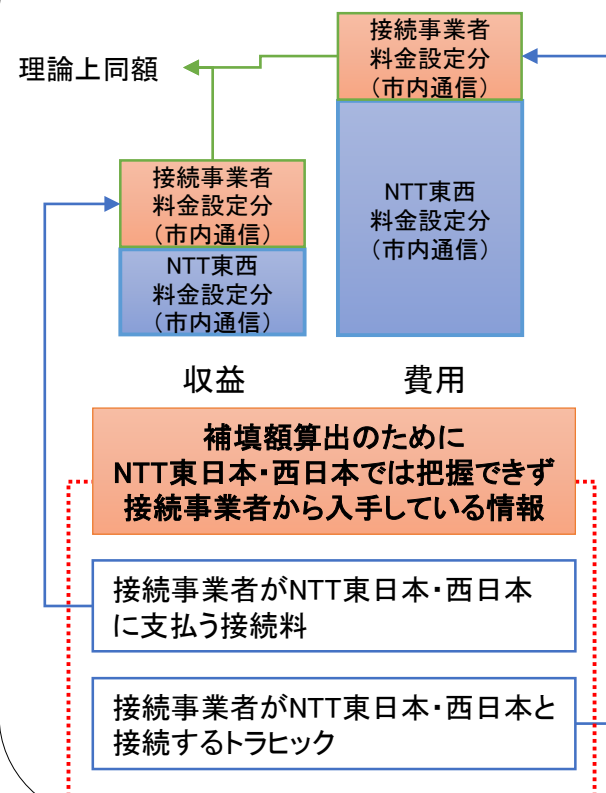
【費用算定方法】

公衆電話機単価 × (市内通信トラヒック(①～③) ÷ 公衆電話発信全トラヒック(①～④))
(端末回線及びNTSコストも上記と同様)

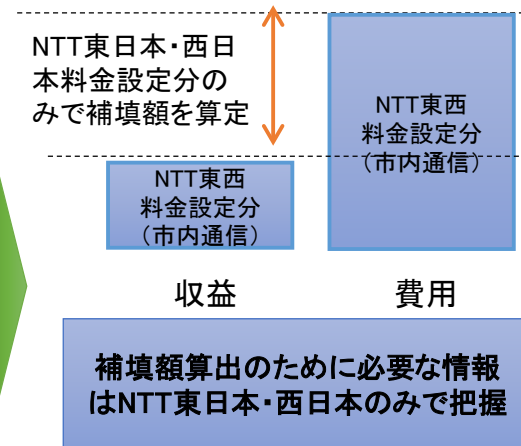
公衆電話発信の市内通信に係る①～③のトラヒックに応じた交換機の接続料相当の合計

【第一種公衆電話発信通信の補填額算定方法】

<現行>



<改正案>



改正案

◆施行規則

（基礎的電気通信役務の範囲）【改正】

第十四条 第二号

イ 第一種公衆電話機に係る市内通信 第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該第一種公衆電話機が設置される単位料金区域（電気通信役務に関する料金の適用に用いられる単位として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。以下同じ。）と同一の単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信に係るもの

（参考）施行規則第十四条第一号ロ（本改正省令により削除予定）における「単位料金区域」の定義

電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分を設定するための単位となる区域として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。

◆算定規則

（電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の提出）

第八条 【削除】

※接続事業者等に対する規定

（交付金の額を算定するための収益の額の算出）

第九条 【削除】

※支援機関が、適格電気通信事業者から届出のあった収益の額に、第八条の規定により接続電気通信事業者等から提出のあった負担額等を加える方法により交付金の額を算定するための収益の額を算出することを定める規定

（電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の通知）

第十条 【削除】

※支援機関が、第八条の規定により接続電気通信事業者等から提出のあった負担額等を適格電気通信事業者に通知することを定める規定

別表第3（第8条関係）【削除】

※第八条に基づき接続電気通信事業者等が提出する負担額等の様式を定める規定

